

# 令和5年度「アフタースクール学習支援事業」学習支援員募集要項

令和5年 1月 23日  
新潟市教育委員会

平成27年度より、放課後の時間等を活用した学習支援の場を設け、その取組を支援する「アフタースクール学習支援事業」を実施しています。つきましては、下記の内容でアフタースクール学習支援員を追加募集いたします。

## <「アフタースクール学習支援事業」概要>

### ○ 事業の目的

教育ビジョンに示された新潟市が目指す子どもの姿・市民の姿の実現に向け、市立中学校において、放課後の時間を活用した学習支援の環境を整備し、生徒への学習支援を展開することで、学力の一層の伸長を図り、主体的に学ぶ意欲・態度を育成する。

### ○ 実施方針

アフタースクール学習支援員による講座を「数学」「英語」の2教科とし、各教科10回程度、講座内容は各校の実態・ニーズに応じて実施する。

**募集教科** 「数学」「英語」各5名程度

**募集期間** 令和5年2月5日（日）～令和5年2月20日（月）

**資格** (1) 以下の①または②に該当し、令和5年6月～令和6年2月の期間、配属校に勤務できる方

- ① 中学校または高等学校の「数学」「理科」「英語」のいずれかの教員免許状を有し（含取得見込）、中学生への教科指導ができる方
- ② 中学生または高校生に「数学」「理科」「理科」のいずれかを2年以上教えた経験を有し、中学生への教科指導ができる方

(2) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

#### 地方公務員法 第16条 欠格条項

1. 成年被後見人又は被保佐人
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
3. 該当地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、該当処分の日から2年を経過しない者
4. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
5. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 中学生に対して、丁寧な学習支援を行う意欲のある方

- 支援時間** 15:00～18:00の各中学校の希望時間内  
(学習支援は60分～90分程度)
- 支援回数** 1校につき10回程度(2～3校兼務することもある)
- 対象中学校** 新潟市立中学校(配属校は、令和5年5月上旬に決定します。)
- 報酬** 1回 5,200円(含交通費、税額)
- 応募方法** 所定の応募用紙(顔写真必要)に御記入の上、学校支援課まで提出(郵送か持参)ください。
- 選考方法** 書類・面接選考
- 面接期日** 令和5年2月21日(火)以降適時 調整後連絡

<応募から決定までの流れ>

- ① 応募者は、「学習支援員 応募用紙」【様式1】を新潟市教育委員会学校支援課へ提出(郵送か持参)する。様式1はホームページからダウンロードする。
- ② 書類選考で不採用決定の場合は、学校支援課から応募者に電話連絡する。
- ③ 書類選考で採用の可能性のある場合は、学校支援課から応募者に電話連絡し、個々に面接時間を相談・決定する。
- ④ 面接を行い、可否を決定して、学校支援課から応募者に電話で連絡する。

**お問い合わせ** 新潟市教育委員会学校支援課 担当 土田 知之(つちだ ともゆき)  
〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 電話 025(226)3261